

# 令和4年 教育委員会

## 第8回 定例会 議事日程

令和4年4月26日（火）

### 第1 議 案

#### 【子ども施設課】

(1) 議案第15号「区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意」

#### 【指導課】

(2) 議案第16号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

### 第2 協 議

#### 【指導課】

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 第3 報 告

#### 【文化振興課】

(1) 登録有形文化財（建造物）「高畠家住宅」について

#### 【指導課】

(1) 保護者を対象としたICT利活用に関するアンケート調査の結果について

(2) リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について

### 第4 その他

#### 【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（5月5日号）

議案第15号

区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意について

令和4年3月29日付3千環景都発第220号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の同意

同意する

3千環景都発第220号

令和4年3月29日

教育委員会 御中

千代田区長

樋口高顕

(公印省略)

## 区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意について (照会)

区立九段小学校は、景観まちづくり条例に基づく景観まちづくり重要物件として平成15年に指定されております。令和2年7月1日の景観まちづくり条例の全面改正以降、景観まちづくり重要物件の中から景観法に基づく景観重要建造物への指定を進めており、令和4年2月14日に開催した景観まちづくり審議会において、区立九段小学校の景観重要建造物への指定に対し異議なしと回答を頂きました。つきましては、景観重要建造物の指定に係る所管部の同意についてお伺いいたします。

### 記

- 1 指定予定物件名 区立九段小学校
- 2 指定理由 景観まちづくり重要物件に指定されている歴史的価値が認められる建築物であると共に、千代田区景観まちづくり計画に定める景観重要建造物の指定の方針を満たす重要な公共施設であるため。
- 3 添付資料 景観重要建造物の指定について



議案第16号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（支給対象外職員） 第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。 （1）から（4）まで（現行に同じ）  （5）から（12）まで（現行に同じ）</p>	<p>（支給対象外職員） 第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。 （1）から（4）まで（略） <u>（4）の2 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第13号）の適用を受けることとなった者</u> （5）から（12）まで（略）</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</li><li>改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li><li>改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li></ol>	

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

### 1 趣 旨

会計年度任用職員に対する期末手当の取扱いについて現行制度では、期末手当の基準日前1カ月以内に常勤職員等を退職し、引き続いて会計年度任用職員になった職員は、会計年度任用職員としての支給要件を満たさない場合、期末手当が全く支給されない状況が発生する。このため、教育委員会規則の見直しを行う。

### 2 改正内容

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第2条第1項第4号の2を削除する。

(支給対象外職員から、幼稚園教育職員を退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることとなった者を削除する。)

### 3 改正を予定している規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行予定期日

令和4年5月1日

### 6 改正後の取扱い

常勤職員等としての期末手当と会計年度任用職員としての期末手当の両方を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給が可能となる。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 趣 旨

東京都や他団体との均衡を図るため、教員特殊業務手当の見直しを行う。

### 2 改正内容

教員特殊業務手当の上限額を、日1日につき6,400円を1万6,000円に改正する。

### 3 改正を予定している条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行予定期日

公布の日。ただし、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

## 新旧対照表（抄）

## ○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（特殊勤務手当） 第16条（現行に同じ）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>第17条（現行に同じ）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき1万6,000円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4（現行に同じ）</p>	<p>（特殊勤務手当） 第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>第17条 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とする。</p> <p>2 教員特殊業務手当は、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。）であるときに支給する。</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 教員特殊業務手当は、管理職員特別勤務手当を受ける職員には支給しない。</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u> <u>（教員特殊業務手当の内払）</u></p> <p>3 <u>改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u></p>	

## 登録有形文化財（建造物）「高島家住宅」について

「高島家住宅」が、国登録有形文化財に登録されることになりました。

### 文化財の概要

- 【種 別】 国登録有形文化財（建造物）
- 【名 称】 高島家住宅（主屋・正門・塀及び石垣）
- 【員 数】 1件3棟
- 【年 代】 主屋…大正15年（1926）、正門・塀及び石垣…大正15年頃
- 【所 在 地】 千代田区神田駿河台四丁目2-9
- 【所 有 者】 個人
- 【概 要】

高島家住宅は、もともと伊勢丹創業者の一族であった細田半三郎氏（1870-1931）が、隠居所として建てたものと言われている。楼閣風の外観と数寄屋風の主屋内には、随所に隠居所らしい落ち着いた意匠表現を見てとることができる。地域の歴史的景観を伝える大正末期から昭和初期の近代和風建築の遺構として貴重な建造物である。

また、この建物の特徴には、積極的に耐震的工夫が採用されている点がある。関東大震災後の大正15年（1926）に建てられたため、震災後に普及した耐震工夫が、床下の柱などで見られる。震災という歴史を今に伝えるという点でも重要な建造物である。



高島家住宅外観

## 保護者を対象としたICT利活用に関するアンケート調査の結果について

### 1 調査期間

令和4年1月中旬から令和4年1月28日まで

### 2 調査対象及び回答数

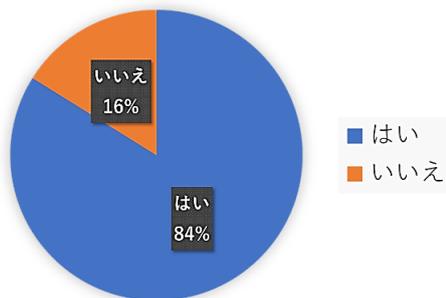
区内公立学校に通う児童・生徒4,941人の保護者（回答数2,416件）

### 3 調査方法

Microsoft Forms（選択式/記述式）

### 4 結果と考察

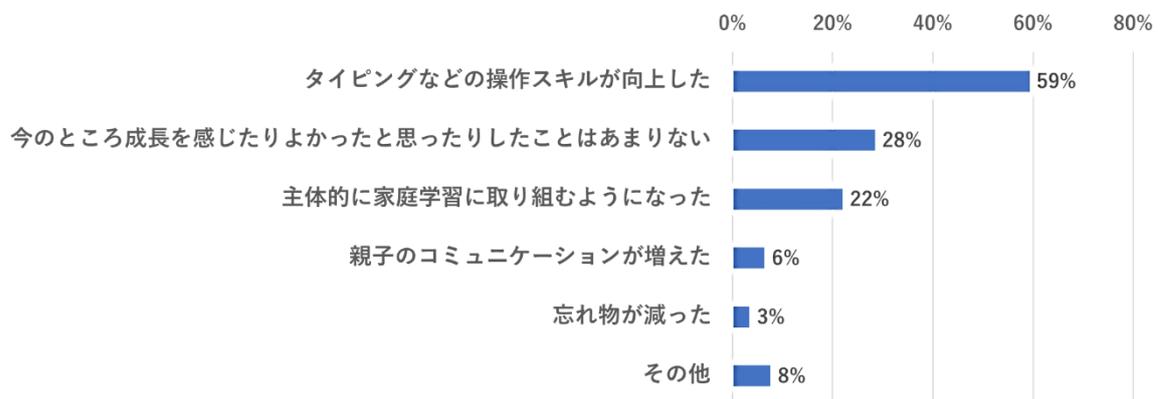
（設問1）学校から配布されたタブレット活用のルール等をもとに、家庭でのルールについてお子さまと確認したり話し合ったりしていますか。



#### 【考察】

84%の保護者が「はい」と回答した。  
今後も各家庭で話し合う場を設定し、定期的に繰り返し確認する必要がある。

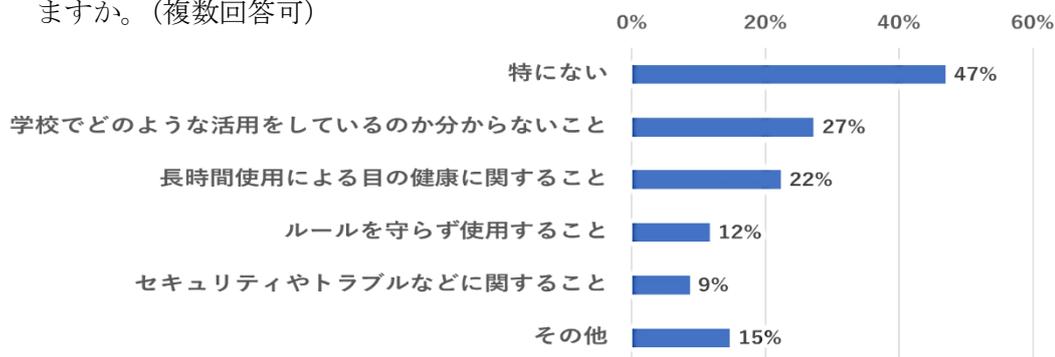
（設問2）お子さまが学校から貸与されたパソコンを持ち帰ってきて、成長を感じたこと、よかったことなどはありますか。（複数回答可）



#### 【考察】

約60%の保護者が「タイピングなどの操作スキルが向上した」と回答した。「今のところ成長を感じたりよかったと思ったりしたことはあまりない」と回答した約30%の結果は、コロナ禍で学校公開がほぼできない等、活用場面を見る機会がなかったことも考えられる。各学校には、学校便りやホームページ等を通して、活用場面を積極的に発信するよう依頼する。

(設問 3) お子さまが学校から貸与されたパソコンを持ち帰ってきて、保護者の方がこれまでに困ったこと、今現在困っていること、悩んでいること、心配に思っていることはありますか。(複数回答可)



**【考察】**

約 50%の保護者が「特になし」と回答した。「学校でどのような活用をしているのか分からないこと」と回答した約 30%の結果については、教育委員会として保護者向けのオンラインセミナーを開催したりリーフレットを配布したりして取組内容を周知していく。

(設問 4) タブレットを活用するお子さまや学校 ICT 化において、今後期待していることがありましたらお書きください。(自由記述)

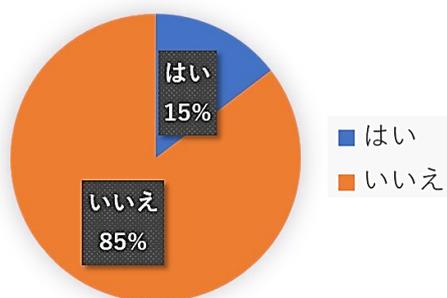
[主な回答]

- ①配布物のペーパーレス化をしてほしい。
- ②学校でも家庭学習でも、さらにタブレット端末を活用してほしい。
- ③保護者会等をオンラインで参加できるようにしてほしい。

**【考察】**

配布物のペーパーレス化や保護者会等のオンライン開催等、各学校の実態に応じながら既に実施している。アナログとデジタルの二項対立ではなく、メリットとデメリットを踏まえたうえで、バランスを考えながら学校の ICT 化を図っていく。

(設問 5) 学校で子どもたちがタブレットを活用する授業において、学校の必要に応じてボランティアとして子どもたちの支援をすることは可能ですか。



**【考察】**

「はい」と回答した保護者の 15%のうち、「子どもたちの操作支援」が 71%、「ゲストティーチャーとしてプログラミング等の講師」が 16%、その他が 13%だった。今後、学校の必要に応じて依頼することがある。

5 今後の展望

本調査結果を保護者向けのオンラインセミナーやリーフレットを配布したりして周知してきた。引き続き、「ちよだスマートスクール」の充実に向け、教育委員会として学校や保護者に対してどのような支援ができるのかを検討していく。

リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について

1 千代田区立学校・園の対応について

東京都は3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」としていたが、今般、感染状況等に鑑み、「リバウンド警戒期間」を5月22日まで延長することとした。また、東京都教育委員会教育長より、「リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について」が通知された。

千代田区では区立学校・園の対応について、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくことし、4月22日付で「リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について」を通知した。

2 まん延防止等重点措置の終了に係る前回通知（3月22日付）からリバウンド警戒期間延長に係る今回通知（4月22日付）への変更点

令和4年3月22日3千子指導収第2252号	令和4年4月22日4千子指導収第181号
3 教育活動に関すること (4) 放課後や休日、春季休業中における感染症予防策及び生活指導の徹底 ○春季休業中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。	3 教育活動に関すること (4) 放課後や休日、ゴールデンウィーク期間中における感染症予防策及び生活指導の徹底 ○ゴールデンウィーク期間中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。
記載なし	○児童・生徒や保護者への注意喚起を行うに当たっては、「ゴールデンウィーク用感染症対策チェックリスト」を活用する。
(6) 学校行事等について ○宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。	(6) 学校行事等について ○宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。実施に際して、引率する教職員は事前に抗原検査を実施する。詳細は別途通知する。
4 学校運営の継続計画の作成について ○オミクロン株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。	4 学校運営の継続計画の作成について ○変異株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

## リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年3月22日付3千子指導収第2252号「まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

このことについて、東京都は3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、基本的な感染防止策の徹底を要請していましたが、今般、感染状況等に鑑み、「リバウンド警戒期間」を5月22日まで延長することとしました。また、東京都教育委員会教育長より、別添写し令和4年4月21日付4教総総第288号「リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について」のとおり、通知がありました。

千代田区では区立学校・園の対応について、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、ゴールデンウィークを迎えるにあたり、幼児・児童・生徒等一人一人が感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様に周知いただくようお願いいたします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 学校・園運営の基本方針

○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をすることや、オンラインを活用した分散登校、短縮授業などの対応を行うことができるものとする。

## 2 基本的な感染症対策の実施について

### (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

#### ①健康観察の実施

- 幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- 咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

#### ②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### ③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状態や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

#### ④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 正しい手洗いの方法、手指消毒についての指導を徹底する。

#### ⑤感染予防に関する指導

- 授業終了後は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。
- 感染症対策の必要性と具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。また、新入生や転入生及びその保護者に対しても周知する。

### (2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理

せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

### (3) 教職員等の健康管理の徹底

#### ①基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、直ちに受診する)

○出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)

○委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

#### ②正しいマスクの着用

○会話や会議、電話の際にも必ずマスクを着用する。

○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する(鼻と口を隙間なく覆う)。

○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### ③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

#### ④勤務時間外における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

## 3 教育活動に関すること

●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

### (1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

### (2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学び

の継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。
- 園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。
- 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の実態に応じて指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。
- 外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(4) 放課後や休日、ゴールデンウィーク期間中における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅する。
- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。
- ゴールデンウィーク期間中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。
- 児童・生徒や保護者への注意喚起を行うに当たっては、「ゴールデンウィーク用感染症対策チェックリスト」を活用する。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。
- 令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

- 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施の方法・内容等について工夫する。
- 校外での活動にあたっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 実施にあたっては十分に保護者の理解を得て行うこと。
- 宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。実施に際して、引率する教職員は事前に抗原検査を実施する。詳細は別途通知する。

## (7) 部活動について

- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し、状況を確認して対応を検討する。
- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は可とし、実施の際は、生徒の健康観察を確実に行う等、感染症対策を徹底する。都外での活動については、訪問先の感染状況等に配慮し、事前に関係学校等と調整の上、実施すること。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を发出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。
- 更衣室や部室、屋内の活動場所は、必ず定期的に換気を行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
  - ・部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施するよう指導する。
  - ・体育館の換気は、ドア・窓を2方向に定期的に開放する。複数の部活動が体育館を時間差で使用する場合には、入れ替わり時に、特に十分に換気を行う。
  - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
  - ・部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒を行う。
  - ・部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
  - ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。
  - ・大会等の参加に伴い、やむを得ず食事をとる場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、黙食を徹底する。

#### 4 学校運営の継続計画の作成について

- 変異株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。
- 出勤できない教職員の割合に応じた業務の精選と役割分担・応援体制をあらかじめ整備する。
- 授業（登校形態、オンラインの活用など）、学校行事、課外活動、給食等について、具体的に計画を立てる。

- 学務課学校運営係  
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事  
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係  
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課  
TEL 03-5211-4229

【別紙】

まん延防止等重点措置の終了に係る前回通知（3月22日付）からリバウンド警戒期間延長に係る今回通知（4月22日付）への変更点

3 教育活動に関すること

令和4年3月22日3千子指導収第2252号	令和4年4月22日4千子指導収第181号
<p>(4) 放課後や休日、春季休業中における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○春季休業中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。</p>	<p>(4) 放課後や休日、ゴールデンウィーク期間中における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○ゴールデンウィーク期間中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。</p>
記載なし	○児童・生徒や保護者への注意喚起を行うに当たっては、「ゴールデンウィーク用感染症対策チェックリスト」を活用する。
<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。</p>	<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。実施に際して、引率する教職員は事前に抗原検査を実施する。詳細は別途通知する。</p>

4 学校運営の継続計画の作成について

令和4年3月22日3千子指導収第2252号	令和4年4月22日4千子指導収第181号
○オミクロン株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。	○変異株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和4年4月26日  
子ども総務課

	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
4	26	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
4	27	水				
4	28	木				
4	29	金				
4	30	土				
5	1	日				
5	2	月				
5	3	火				
5	4	水				
5	5	木				
5	6	金				
5	7	土				
5	8	日				
5	9	月				
5	10	火	13:30~	教育委員訪問 さくらキッズ等 ◎	さくらキッズ等	教育委員出席
5	11	水				
5	12	木				
5	13	金				
5	14	土				
5	15	日				
5	16	月	10:00~	教育委員訪問 番町幼稚園 ◎	番町幼稚園	教育委員出席

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和4年4月26日  
子ども総務課

	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
5	17	火				
5	18	水				
5	19	木				
5	20	金		九段中等教育学校 体育祭	九段中等教育学校	
5	21	土		麴町中学校、神田一橋中学校 体育祭	麴町中学校 神田一橋中学校	
5	22	日				
5	23	月	10:00~	教育委員訪問 番町小学校 ◎	番町小学校	教育委員出席
5	24	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	25	水				
5	26	木				
5	27	金	10:00~	指導課訪問 お茶の水小学校	お茶の水小学校	
5	28	土				
5	29	日				
5	30	月	10:00~	指導課訪問 九段幼稚園	九段幼稚園	
5	31	火				
6	1	水				
6	2	木				
6	3	金	10:00~	教育委員訪問 富士見小学校 ◎	富士見小学校	教育委員出席
6	4	土				
6	5	日				
6	6	月				

「広報千代田」  
5月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習、スポーツ課） 15件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子育て推進課	各種手当の申請について	各種手当の周知			
2	子育て推進課	各種手当の一覧について	各種手当の一覧			
3	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ACT（アクト）すこやか子育て講座	子どもの発達や行動、親子それぞれの気持ちの理解などを様々なワークを通して心と体で体験的に学ぶ。	5月31日、6月7日、14日、21日・28日・7月5日の毎週火曜（全6回）10時～12時	いずみこどもプラザ	いずみこどもプラザ
4	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会。	5月27日（金）10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町（三番町7）	NPO法人 あい・ぽーとステーション
5	文化振興課	公開講座「第39回日本大学理工学部図書館公開講座」	人工知能とロボットの最新知見とあわせ、研究中の次世代型人工知能や医療用マイクロロボットについて解説。	6月17日（金）18時～19時10分	zoomを用いたライブ配信型公開講座	日本大学理工学部図書館事務課
6	文化振興課	オペラ名場面集コンサート～魔笛・蝶々夫人他ハイライト公演～	オペラの名場面を集めたコンサート	5月24日（火）17時30分開演	千代田区立内幸町ホール	オペラ・ディ・東京
7	文化振興課	四番町図書館おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会。	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館

# 「広報千代田」 5月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習、スポーツ課） 15件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
8	文化振興課	翻訳者が語る 世界文学への旅1 「翻訳で広がる世界」	英語圏の現代文学の紹介や、講師の 翻訳作品の朗読、翻訳のプロセスに ついて語る講座	6月19日（日）14時～15 時30分	日比谷図書文化館 （日比谷公園1-4）	日比谷図書文化館
9	生涯学習・ス ポーツ課	悔ってはいけない「睡眠」のお話 ～より良 く生活するための秘訣 【オンライン開催】	眠りの疑問を紐解きつつ、すぐ実践 できる良質な睡眠法について解説。	6月17日（金）	九段生涯学習館	九段生涯学習館
10	生涯学習・ス ポーツ課	生涯学習団体1日公開講座事業 区内生涯学習団体（サークル）の体験企画募集 と説明会	区内生涯学習団体（サークル）の体 験企画募集と説明会	5/14（土）	九段生涯学習館	九段生涯学習館
11	生涯学習・ス ポーツ課	キッズダンス 幼児・小学生クラス	①4歳以上の未就学児②小学生を対 象としたダンス教室	6月21日～8月23日の毎 週火曜（7/19、8/16を除 く全8回）	スポーツセンター	スポーツセンター
12	生涯学習・ス ポーツ課	バレトン	15歳以上の方（中学生を除く）を対 象としたバレトン教室	6月5日～7月24日の毎週 日曜日（全8回）	スポーツセンター	スポーツセンター
13	生涯学習・ス ポーツ課	子ども水泳教室（第1期）	区内在住・在学の小学1年生～小学 6年生を対象とした水泳教室	6月7日～28日の毎週火 曜（全4回）	昌平童夢館	千代田区体育協会
14	生涯学習・ス ポーツ課	水泳講習会（第2クール）	15歳以上の区内在住・在勤・在学者 （中学生を除く）	6月7日（火）・14日 （火）・21日（火）（全3回）	スポーツセンター	千代田区体育協会
15	生涯学習・ス ポーツ課	第31回ニュースポーツ大会	区内在住・在学・在勤者を対象に ポッチャ大会を開催する	6月11日（土）	スポーツセンター	